

令和4年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見
【概要版】

水道事業、下水道事業に係る財務事務の執行
状況及び事業の管理運営について

福島市包括外部監査人
公認会計士 富樫 健一

I 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

福島市の水道事業、下水道事業に係る財務事務の執行状況及び事業の管理運営について

3 外部監査の対象期間

原則として令和 3 年度の執行分
(必要に応じて他の年度も対象とする。)

4 外部監査の実施期間

令和 4 年 7 月 21 日から令和 5 年 3 月 24 日まで

5 特定の事件を選定した理由について

上下水道は私たちの生活や企業活動に必要な社会の基盤施設である。日本における水事情は、安全で安心、安定的な供給を当然に求められ、水源の確保や供給における整備・メンテナンスは、非常に重要である。下水道においても生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除を目的に整備が進められてきたが、近年の集中豪雨や大規模地震などに対する下水道施設の強靱化や下水道施設や資源の有効利用による更なる環境への貢献など、下水道の役割は多様化している。

福島市の水道事業は、大正 14 年に全国 50 番目の近代水道として給水を開始し、第 1 次拡張事業から第 8 次拡張事業により、本格的な維持管理の時代となっている。更に飯野町上水道の譲受、土湯・高湯・茂庭の公営簡易水道事業の統合により現在の供給体系が構築された。一方、市街化区域の下水道事業整備状況は、大正 9 年に工事着手して以降、下水道法改正を受け昭和 38 年から公共下水道築造事業に着手し、令和 2 年度において下水道処理人口普及率 66.5%で全国平均 80.1%を下回っている。市街化区域外は、土湯温泉町特定環境保全公共下水道が平成 7 年 10 月に供用開始し、現在は施設整備が概ね完了し維持管理を行っている。

水道事業は、福島市水道事業基本計画 2016「ふくしま水道事業ビジョン」において本格的な維持管理時代への移行、災害対策の強化、水需要の減少対策を現状分析に基づく重要な課題としている。また、下水道事業においても、「福島市下水道事業経営戦略」において汚水処理人口普及率が全国平均に比して低い水準であること、一部処理区での豪雨災害への対策強化、自然災害への対策、下水道施設の老朽化等の課題が挙げられている。

総務省では「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総務省）において、公営企業は独立採算制を基本原則としながら、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要であり、公営企業における老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少など、経営環境が厳しさを増すことが明記されている。また、公営企業が事業を行う場合に、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で中長期的な経営の基本計画として「経営戦略」の策定を求め、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、的確に取り組むには公営企業が自らの損益・資産等を的確に把握することが必要であるとも言われている。更に現時点では次の段階としてより質の高い「経営戦略」にすることが、「経営戦略策定・改定ガイドライン」（平成 31 年 3 月 29 日付総務省）で示され、「経営戦略策定・改定マニュアル」及び「経営戦略の策定に関する Q&A」が令和 4 年 1 月 25 日に改定され、経営戦略の見直しは 3～5 年毎に改定することが示されている。

福島市の公営企業である水道事業は、既に公営企業会計を導入しているが、下水道事業についても、平成 28 年 4 月 1 日に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用しており、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む体制は整っている。

上下水道に関する事業は、資産の規模が大きいこと、将来に向けて課題が明確になっており対応策の実施状況を検討すること、住民生活に密着したサービスを提供していることから、資産の管理運営状況、財務事務の執行状況、経済性、効率性、適正規模での運営等について監査を行うことは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

（1）監査の要点

水道事業、下水道事業に関する事務の執行等について、地方自治法、条例及びその他の法令等に従い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、組織及び運営の合理化に努めるべき原則等を規定する法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

（2）監査手続

- ①事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ②関係書類を閲覧し検証した。
- ③所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④必要に応じて関連施設等への現場視察を実施した。
- ⑤検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した。
- ⑥その他必要とした手続きを実施した。

7 監査対象機関

福島市水道局

福島市都市政策部下水道室

8 外部監査の補助者

公認会計士 高久健一

公認会計士 須賀俊一

公認会計士 渡邊さやか

公認会計士 勝田博之

公認会計士 中鉢政彦

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

II 包括外部監査の監査結果

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容	件数
指摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。	25
意見	「指摘」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。	44

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和5年1月末現在での判断に基づき記載している。

1 福島市水道局 物品購入/小型貨物自動車購入

(1) 執行内容の承認について【指摘】

「予定負担行為何書（物品）」における契約方法の欄が「随意契約」ではなく、指名競争入札となっており、契約方法の記載誤りが見落されている。

<今後対応すべき点>

重要な記載内容の誤りがないように決裁文書の確認体制を今一度見直しする必要がある。

(2) 車両の取得価額について【指摘】

取得価額のために要する附随費用でない費用やリサイクル預託金が含まれており、車両の取得価額が適切となっていない。

<今後対応すべき点>

取得時における附随費用については、新車両の取得価額に含める会計処理も問題ないが、旧車両の引取り・廃車・処分費用及び新車両のリサイクル預託金の会計処理及び予算の区分管理については見直す必要がある。（今後、廃車に関しては廃車専門の別業者への依頼とする予定であり、購入額に廃車費用が含まれる問題は生じないとの回答を得た。）

2 福島市水道局 物品購入/軽貨物自動車 2台購入

(1) 車両の取得価額について【指摘】

取得価額のために要する附随費用でない費用やリサイクル預託金が含まれており、車両の取得価額が適切となっていない。

<今後対応すべき点>

取得時における附随費用については、新車両の取得価額に含める会計処理も問題ないが、旧車両の引取り・廃車・処分費用及び新車両のリサイクル預託金の会計処理及び予算の区分管理については見直す必要がある。(今後、廃車に関しては廃車専門の別業者への依頼とする予定であり、購入額に廃車費用が含まれる問題は生じないとの回答を得た。)

3 福島市水道局 物品購入/ももりんウォーター(ももりん水飲み器)

(1) 計上科目について【指摘】

設置目的、用途、外観も全く同じ物であるにも関わらず、計上される科目が相違している。

<今後対応すべき点>

設置費用を伴うか否かで判断せず、完成後の実態を踏まえて適切な計上科目を判断すべきである。

4 福島市水道局 物品購入/光ファイバ式投込み水位計他1件購入

(1) 取替修繕した水位計の固定資産計上について【意見】

当該水位計は施設一式で固定資産台帳登録されているため、水位計は取替修繕として処理することは不適切ではない。しかし、結果として台帳登録はなく、従来の水位計が除却処理されることもない。一方で他の水位計では将来のストックとして固定資産台帳に登録されているものもある。

<今後留意すべき点>

比較的耐用年数の短い器具備品のストックマネジメントや将来の更新計画の観点から、修繕費とせず固定資産として固定資産台帳に登載し管理することが望まれる。

5 福島市水道局 物品購入/水道用無線電話装置(車載機)購入契約

(1) 随意契約理由書の記載内容の不十分性について【意見】

他の業者の検討をせずに一者特命随意契約としている。効率性の観点から随意契約理由書の記載は理解できるが、経済性の観点からは現行の随意契約理由書の記載は不十分である。

<今後留意すべき点>

随意契約とする際には、効率性だけでなく、経済的にも有利であることや、競争入札とするまでには至らないなど検討し、随意契約理由書へ十分に記載して頂きたい。

6 福島市水道局 委託契約/水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託

(1) 提出者と報告者が同一であることについて【意見】

「随意契約理由書」及び年度の「業務委託契約完了通知書」において、提出者と報告者がいずれも水道総務課長となっており、外部第三者からは自己報告であるように見える。

<今後留意すべき点>

このような場合には、提出者以外のものを報告者とする運用が望まれる。

(2) 書類の保存について【意見】

業務委託開始当初から同一の委託先であり、過去に参考見積を同業他社から徴求したか等を含め、委託先を選定した書類が保存されていない。

<今後留意すべき点>

委託先の再評価という観点で書類を再度作成し、当該契約が存続する限りにおいては、継続して保存する必要がある。

(3) 年度集計表の作成について【意見】

契約が終了する年度末に、「業務委託契約完了通知書」で年間業務が完了したことを内部的に確認している。業務委託契約書には、一部、単価契約も含まれているため、「業務委託契約通知書」のみで業務完了を確認とすることは適切とは言えない。

<今後留意すべき点>

一部、単価契約も含まれていることから、毎月の実績報告表を年度集計し、予定と実績の数量及総額を比較検討した年度集計表も添付する運用が望まれる。

7 福島市水道局 委託契約/水道料金等徴収業務委託

(1) 滞納整理業務における滞納者との折衝のマニュアル化等について【意見】

「水道料金等徴収業務委託事業評価書」にて、評価項目中の「7滞納整理業務」に関しては、「金額は高くないが半年以上折衝していない案件が約 50 件」との記載があり問題がある。また、委託業者が半年以上折衝を放置しておくことについても問題である。

<今後留意すべき点>

さらに一歩進んで、市と業者で内容を分析して、折衝の方法・頻度等をマニュアル化し折衝を促進させて行くことが望まれる。また、市側では、事業評価時点以外でも、業者が定期的に折衝しているかチェックする体制の構築も望まれる。

8 福島市水道局 委託契約/ペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託

(1) 決裁文書の記載欠如【指摘】

決裁文書（施行伺（委託）及び変更施行伺（委託））の決裁日欄に決裁年月日の記載がなかった。

<今後対応すべき点>

起案者、決裁者ともに各欄に対して記載する目的をきちんと把握した上で、電子起案・決裁の文書事務手続についても運用していく必要がある。

9 福島市水道局 委託契約/検満メーター取替等業務委託

(1) 制限付き一般競争入札における業務コスト削減努力について【意見】

令和3年度以前、過去3回とも同一の業者が長期間継続して受注しており、競争性が働いていない可能性がある。

<今後留意すべき点>

この地域要件を緩和するなどして競争性を働かせ、業務コスト削減の努力を行う必要がある。

10 福島市水道局 委託契約/渡利浄水場施設撤去工事実施設計業務委託

(1) 特記仕様書の誤表記について【指摘】

特記仕様書の内容を確認した結果、準用条項に誤表記があった。

<今後対応すべき点>

特記仕様書は、設計図書の一部であることから、記載内容に変更が生じた際には、適時に修正更新する必要がある。

(2) 委託打合せ簿の管理について【意見】

契約関係書類とは別保管され、文書の保存年限が明記されていない。

<今後留意すべき点>

廃棄等の失念が無いように管理することが必要である。

(3) 設計変更、変更契約について【意見】

関連法改正による設計・契約の変更については、事前に市役所内部の関連部署に照会、他の同業者からの情報収集により回避できた可能性がある。

<今後留意すべき点>

市役所内部の関連部署に照会、他の同業者からの情報収集などを活用できた可能性はある。

(4) 契約保証金の免除について【指摘】

随意契約の契約保証金免除について、水道局の解釈が文書化されていない。

<今後対応すべき点>

今後は、随意契約において、契約保証金の免除に関する会計規程を明確にするため、見直す必要がある。

11 福島市水道局 委託契約/施設管理センターほか敷地内環境整備業務委託

(1) 仕様書の記載誤りについて【指摘】

前年度仕様書の管理内容を当年度の環境整備業務委託仕様書に記載したため、設計書の工事種類が整合していない。

<今後対応すべき点>

仕様書に沿って契約内容が進められることになるため、仕様書の記載内容については誤りがないように確認する必要がある。

12 福島市水道局 委託契約/総合管理委託

(1) 契約保証金の免除について【指摘】

随意契約の契約保証金免除について、水道局の解釈が文書化されていない。

<今後対応すべき点>

今後は、随意契約において、契約保証金の免除に関する会計規程を明確にするため、見直す必要がある。

13 福島市水道局 委託契約/施設管理センター運転管理業務委託

(1) 制限付一般競争入札の競争性の確保について【意見】

過去 10 年間、同一の事業者との契約が継続している。入札に参加している事業者数も限定的であり、競争性が十分に発揮されていない状況にある。

<今後留意すべき点>

公告期間の延長や、入札参加資格要件を充足する事業者への周知の強化、入札参加資格要件の見直しを行うなどして、複数事業者が入札に参加し、競争性を高めることが望まれる。

14 福島市水道局 地方公営企業法会計/貸倒引当金

(1) 貸倒懸念債権及び破産更生債権と貸倒引当金の貸借対照表表示について【指摘】

令和 3 年度水道事業会計決算書の水道事業貸借対照表において、貸倒懸念債権及び破産更生債権とその貸倒引当金が流動資産の部に表示されている。

<今後対応すべき点>

正確な貸借対照表作成のため、貸倒懸念債権及び破産更生債権とその貸倒引当金は固

定資産に表示することが望まれる。

15 福島市水道局 地方公営企業法会計/キャッシュ・フロー計算書

(1) 投資活動によるキャッシュ・フローの表示について【意見】

投資活動のキャッシュ・フローの表示については、債権債務の増減額はそれぞれの関連する収入・支出に含めてキャッシュ・フロー額として表示することが通例である。

<今後留意すべき点>

他自治体も関連する収入・支出に含めて表示しているところが多く、比較可能性を確保するために含めて表示することが望まれる。

16 福島市水道局 地方公営企業法会計/固定資産及び備品管理

(1) 水道局が所管する固定資産台帳の記載について【意見】

過年度に登載された固定資産台帳は、設備工事一式として登載されており施設内にある個々の設備の実態を反映した内容にはなっていない。

<今後留意すべき点>

個々の固定資産の実態を適切に把握し、将来の水道施設の老朽化対策や取替更新に関する計画策定及び管理運営するために固定資産台帳の記載については精緻化を図るべきである。

(2) 備品への標識貼付の徹底【指摘】

備品番号の貼付が徹底されていなかった。

<今後対応すべき点>

市の財産管理や将来の更新計画の観点から施設内にある備品については全てに標識の貼付を徹底し、定期的な現物確認を行うべきである。そして、実施した現物確認において使用していない備品がある場合には廃棄し、所在不明の備品については備品台帳から除外すべきである。

(3) 福島市水道事業会計決算書への適切な注記記載【意見】

注記事項で、構築物の耐用年数は40年と記載されていた。監査人が入手した一部施設の固定資産台帳を閲覧したところ、個々の資産の耐用年数は38年から60年となっていた。

<今後留意すべき点>

主な資産の耐用年数を記載しても前述のように種類が多岐に渡るのであれば、例えば建物であれば15年から50年と記載しているため、平仄を合わせる観点からも他の資産と同様に幅を持った耐用年数の記載にするか見直しを検討すべきである。

(4) 発電装置の設置場所の再検討【意見】

施設管理センター（旧渡利浄水場）の現地視察において、管理本館入口脇に発電装置が設置されている。早期に水平避難が必要な場所には含まれていないものの、近年の台風や大雨などの災害においては浸水により発電装置が水没するおそれがある。

<今後留意すべき点>

昨今の異常気象による災害時の公共インフラを守る観点からは災害時の対応として、設置場所の再検討が望まれる。

(5) 施設管理センターでのモニター画面での監視について【意見】

不審者の侵入や故障等を察知するために、監視カメラが設置され常時稼働しているが、施設管理センターの3階の監視室を視察したところ、それらを受信し、モニター画面で常時監視することはなされていなかった。

<今後留意すべき点>

モニター画面で常時監視を行うことが望まれる。

(6) 撤去された水道メーターの管理について【意見】

撤去された水道メーターは、屋外で保管されている状況であるが、新品時の原資は利用者が負担していること、また、スクラップとしての資産価値があり、万一不正に流出した場合には取引される可能性もある。

<今後留意すべき点>

水道メーターの保管方法について検討すべきと考える。

17 福島市水道局 地方公営企業法会計/遊休地・廃止施設

(1) 再評価の必要性について【意見】

遊休地・廃止施設については、使用目的が制限されていることから処分価値について評価・検討している資料を残すことも必要である。

<今後留意すべき点>

処分価値について評価・検討資料を残すようにして頂きたい。

(2) 遊休地・廃止施設に係る維持管理費について【意見】

維持管理費については、収益への貢献がなく、その一方で支出は水道料金から負担している。

<今後留意すべき点>

維持管理費を削減する方法や売却処分、他の用途への転換などの方法を検討する必要がある。

(3) 維持管理費の損益計算書における表示について【意見】

施設の維持管理として損益計算書上は営業費用としているが、収益への貢献がない。

<今後留意すべき点>

営業外費用に計上すべきと考える。

18 福島市水道局 地方公営企業法会計/会計規程

(1) 引当金に関する規程の整備【意見】

引当金については、賞与引当金、法定福利費引当金、貸倒引当金については規定されていない。

<今後留意すべき点>

個別具体的な計算方法は別途内規等によっても、今後、会計規程の改定が望ましい。

(2) 固定資産の減損に関する規程の整備【意見】

減損会計に関する事項は規定していない。

<今後留意すべき点>

減損会計の適用に当たっては、グルーピングの方法や減損損失の認識、測定において複数の判断が求められることから、会計規程として文書化することが望ましい。

19 福島市水道局 地方公営企業法会計/損益計算書の表示

(1) 特別利益、特別損失の表示について【意見】

特別損益項目は、事業の通常の経営に伴うものでなく、臨時かつ巨額の場合に用いられる項目である。

<今後留意すべき点>

少額である場合には、特別損益項目を用いるか否か検討する必要がある。

20 福島市水道局 事業計画

(1) 「事業評価総括調書 総合評価及び達成状況」の記載について【意見】

令和2年度分を閲覧したところ、最終評価等についての説明が不十分と思われる箇所がある。

<今後留意すべき点>

次年度以降の評価では留意して頂きたい。

(2) 水道料金の見直し検討について【意見】

「第3期財政計画」期間中の令和7年度までは現在の料金体系を維持することとしている。

<今後留意すべき点>

財政計画策定の内容について、丁寧な説明が望まれる。

(3) 水道料金に関する広報について【意見】

広報誌「SuRiKaMi」10号から12号でも水道料金に関して記事が組まれているが、その後、直近の31号に至るまで水道料金に関する記事がない。

<今後留意すべき点>

水道料金は、水質確保と並んで水道利用者の関心事であり、今後も定期的に丁寧に説明して行くことが望まれる。

21 福島市水道局 水道料金

(1) 時効期間延長に伴う滞納債権管理について【意見】

令和2年4月1日に改正民法が施行され、債権の消滅時効期間が従来の2年から5年となった。令和2年4月1日以降に水道使用契約し発生した債権では、履行期限後履行されていない場合、債権放棄及び不納欠損処理とする年度は、現在の2年後から5年後ということになり、滞納債権の件数も増大することが予想される。

<今後留意すべき点>

納入している利用者との公平性を保つためには、可能な限り徴収することが原則であるが、市及び業務委託先担当者の滞納債権に対する管理コストの増大にも留意が必要と考えられる。今後は債権放棄及び不納欠損処理を可能とするマニュアルの検討整備が望まれる。

(2) 納入確約書への押印等について【指摘】

納入確約書の差入先につき確約書を閲覧した中で、内1法人については、住所・社名印のみ押印されていた。他の個人先については署名捺印がされており公平性に欠けると考えられる。

<今後対応すべき点>

法人についても、代表者印の押印の追加、あるいは個人先と同様に代表者の署名捺印した確約書を入手する必要があるものとする。

22 福島市水道局 情報セキュリティ

(1) 情報セキュリティ実施手順書について【指摘】

現在策定されている市水道局の「情報セキュリティ実施手順書」を閲覧したところ、「1. 目的及び適用範囲」の項で、「ただし、水道料金システムについては別に定める。」と規定されているが、市水道局に確認したところ、別に定めてはいないとの回答であっ

た。

＜今後対応すべき点＞

現在の市水道局の「情報セキュリティ実施手順書」でも、水道料金システムにも代用可能と考えられるが、今後、市水道局側でも検討し、代用するのであれば、前述の但書の文言を削除する必要がある。また、不十分と考えるのであれば、新たに策定する必要がある。

(2) 情報セキュリティ対策状況の自己点検について【意見】

市水道局の「情報セキュリティ実施手順書」の記載では、「情報システム管理者は、この手順に基づき定められた事項に対し、適正な運用管理等が行われているかどうか検査することができる」とされており、必ずしも義務ではなく必要な場合に実施することになるが、市水道局では過去実施した記録は残っていない。

＜今後留意すべき点＞

情報セキュリティ対策状況に係る自己点検は、「情報セキュリティに係る実施手順書」に従っていることを確かめるためだけではなく、各所管部署における情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、その見直しを行うために必要な対応であるとも考えられる。従って、少なくとも、特に重要と考えられる水道料金システムに関しては、外部委託部分も含め自己点検を行うことが望まれる。

(3) 業務委託契約書の内容について【意見】

株式会社福島県中央計算センターと水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託契約を締結している。その契約書及び仕様書項目中の「情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順書の遵守」についての記載はない。

＜今後留意すべき点＞

当該項目は情報セキュリティ遵守の包括的事項であり、記載があれば、受託者側に各種の違反・事故等が発生した場合、その責任対応が可能となると考えられ、今後契約書の中に盛り込むことが望まれる。

23 都市政策部下水道室 工事/令和3年度堀河町汚水処理場ポンプ場ポンプ更新工事

(1) 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されているが、「文書事務の手引」で確認したところ、文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。

＜今後対応すべき点＞

令和4年度から電子決裁が整備され、記載を要する欄についてはシステム上で入力を

求められるようになるとのことであるが、記載を要する各欄についてなぜ記載を要するのかを起案者、決裁者ともに認識した上で、電子決裁の事務を運用していく必要がある。

24 都市政策部下水道室 工事/令和3年度町庭坂堀河町汚水幹線管渠布設工事

(1) 下水道資産登録調書について【意見】

契約関係書類の下水道資産登録調書は、内部管理用に必要事項をPCに入力したことを確認する書面であり、福島市の正式な文書ではないが、下水道資産登録調書には、決裁日、文書分類・保存年限欄が設けられている。

<今後留意すべき点>

不必要な各項目については、削除しておく必要がある。

25 都市政策部下水道室 委託契約/下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託

(1) 決裁文書（施行伺（委託））の記載事項の欠如について【指摘】

監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていなかった。さらに閲覧した発議書の文書分類記号欄及び保存年限欄に文書分類記号及び保存年限の記載がされていたものはなかった。

<今後対応すべき点>

令和4年度から電子起案・決裁システムが導入され、発議書の記載を要する欄については、システム上で入力を求められるようになるため、必要な欄が空欄になることはないものと想定されるが、起案者、決裁者ともに各欄に対して記載する目的をきちんと把握した上で、電子起案・決裁の文書事務手続についても運用していく必要がある。

(2) 随意契約の根拠法令について【指摘】

衛生処理場の運転管理・保守点検に関する業務については一般会計での予算執行となっている。契約関係の伺いを閲覧したところ、随意契約の根拠法令として「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号」のみが明示され決裁、契約事務手続がなされていたが、一般会計の契約では地方公営企業法は適用されず、地方自治法が適用される。随意契約の根拠法令として公営企業法のみでは不十分である。

<今後対応すべき点>

今回のように一つの契約において適用される法令が異なる場合、それぞれに適用されるべき根拠法令を正確に明示して決裁、契約の事務手続を行う必要がある。

(3) 契約保証金の免除について【指摘】

当該業務委託契約については、契約保証金が免除されている。当該契約は随意契約であり、随意契約における契約保証金の免除については、福島市財務規則第150条第1項

第 5 号が根拠であるが、当該条項と照らし合わせた結果、当該契約は免除には該当していない。

<今後対応すべき点>

随意契約であっても、契約保証金を免除する可能性があることを想定し、会計規程を弾力的に運営する観点からも見直す必要がある。

26 都市政策部下水道室 委託契約/下水道使用料徴収事務委託

(1) 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されている。

<今後対応すべき点>

文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。

(2) 実績評価について【意見】

令和 3 年度に確定した経費実績額に基づいた評価については、経費実績の算定及び委託業務について適正に行われているとの考えから実施していない。

<今後留意すべき点>

PDCA サイクルの観点からも、実績に基づく評価は重要であることから、決算額が確定した段階で実施することが望まれる。

27 都市政策部下水道室 委託契約/令和 3 年度福島市下水道ストックマネジメント点検調査計画策定業務委託（処理場）

(1) 特記事項の仕様書での記載について【指摘】

特記仕様書に作業比率補正に関しては記載されていなかった。

<今後対応すべき点>

今後記載には留意が必要と考える。

28 都市政策部下水道室 委託契約/令和 3 年度福島市下水道ストックマネジメント管渠点検業務委託

(1) 制限付一般競争入札の競争性の確保について【意見】

令和元年度以降令和 3 年度まで、同一の事業者との契約が継続している。競争性が十分に確保されているとは言えず、なんらかの改善施策が必要と考える。

<今後留意すべき点>

公告期間の延長や、入札参加資格要件を充足する事業者への周知の強化、入札参加資格要件の見直しを行う等して、複数事業者が入札に参加し、競争性を高めることが望ま

れる。

29 都市政策部下水道室 地方公営企業法会計/貸倒引当金

(1) 一般債権の貸倒実績率算定について【意見】

一般債権の貸倒実績率算定において、分母の債権残高を不納欠損が生じた年度期末未収金としている。

<今後留意すべき点>

不納欠損は年度期首未収金から生じると考える方が合理的であり、当該年度期首未収金を使用して算定することが望まれる。

(2) 貸倒実績率に関する文書化について【意見】

それぞれの年度の実績率を算出し、その平均値を5倍したものを貸倒実績率として用いている。平均値を5倍とする根拠の回答は得たものの、下水道室における当該見解、解釈を明文化した書面はない。

<今後留意すべき点>

所管部署で貸倒実績率を計算する際には算定根拠を明確化しておく必要がある。

30 都市政策部下水道室 地方公営企業法会計/キャッシュ・フロー計算書

(1) 投資活動によるキャッシュ・フローの表示について【意見】

投資活動のキャッシュ・フローの表示については、債権債務の増減額はそれぞれの関連する収入・支出に含めてキャッシュ・フロー額として表示することが通例である。

<今後留意すべき点>

他自治体も関連する収入・支出に含めて表示しているところが多く、比較可能性を確保するために含めて表示することが望まれる。

31 都市政策部下水道室 地方公営企業法会計/固定資産及び備品管理

(1) 発電装置の設置場所の再検討【指摘】

堀河町終末処理場にディーゼル発電装置が場内管理棟の地下1階の発電機室に設置されている。台風や大雨などの災害においては浸水により水没する恐れがあるため、設置場所としては必ずしも適切とは言えない状況にある。

<今後対応すべき点>

災害時の公共インフラを守る観点から、設置場所の再検討を図る必要がある。

(2) 備品への標識貼付の徹底【指摘】

備品として管理しているにもかかわらず、備品標識の貼付が漏れている固定資産が散見された。

<今後対応すべき点>

市の財産管理や将来の更新計画の観点から施設内にある備品については全てに標識の貼付を徹底し、定期的な現物確認を行うべきである。そして、実施した現物確認において使用していない備品が放置されている場合には、固定資産や備品として廃棄し、会計上も除却処理し固定資産台帳や備品台帳から除外すべきと考える。

(3) 施設の定期的な確認について【指摘】

福島市太子堂付近にある祓川みずみどり施設の裏側に放置された自転車を発見した。台風等の自然災害に伴い、立木が折れたことにより祓川みずみどり施設の屋根が倒壊してしまっている。当該施設フェンスで区画を囲っているものの、フェンスには福島市の所有であることを謳う看板等もなく連絡先の記載もなされていない。

<今後対応すべき点>

市は施設管理の観点からも定期的に所有する施設の確認を行うべきである。その中で施設には福島市の所有であることを謳う看板を設置し、不測の事態の時には住民からの通報を受けられるよう、担当部署の連絡先の記載を徹底すべきであると考えます。

(4) 公共下水道管渠用地の管理【指摘】

福島市大字御山字荒田地内にある公共下水道管渠用地は、管渠が線路わきにあることや管渠が深く、かつ、地表に出ており蓋等が覆われていないことから、雑木や下草などが生えたままとなっており、管理が十分ではない状況にあった。また同管渠の延長である、福島市泉字天下地内にある公共下水道管渠用地についても前述と同様に地内の維持管理がなされておらず、安全確保の観点から修繕が必要な状況にある。

<今後対応すべき点>

市としては境界標識が明確となるように定期的に維持管理を行い、万が一、事故等が起きないようにフェンスには危険である旨及び福島市の所有であることを看板等にて掲示し、周辺住民への周知と維持管理を徹底すべきである。

(5) 固定資産台帳への登録漏れ及び処分漏れについて【指摘】

取得年月日が昭和49年3月31日のものと平成2年3月31日取得したものが固定資産台帳に登載されており、現物確認した資産は固定資産台帳登録が漏れていた。なお、過去の機器については更新した際に廃棄しているため、現物は存在しない。

また管理棟2階旧操作室は現在、物品等の保管場所として使用しているが、その中で使用されていないプリンターが保管されていた。固定資産台帳からは除外していたが、処分が漏れていたとのことである。

堀河町終末処理場内に固定資産台帳上は百葉箱が計上されていたが、現物確認したと

ころ、朽ちかけており、遊休資産となっていた。

＜今後対応すべき点＞

固定資産台帳は固定資産の管理運営上、重要な資料である。物品の更新が生じた際には従来の物品は除却処理とともに固定資産台帳から除外し、新たに取得した資産は漏れなく固定資産台帳に登載すべきである。また固定資産台帳から除外した資産は適時に予算措置を実施し、適時に処分を行うべきである。

(6) 固定資産台帳の記載の精緻化【意見】

固定資産台帳に登載されている資産の名称は固定資産科目を必ずしも表章しているとはいえず、固定資産には本来、建物付属設備である資産や機械及び装置として単体登録すべきものも一括して建物に計上されているケースが散見される。

＜今後留意すべき点＞

取得する固定資産については、工事内容としては仮にポンプ場建築改修 1 式として契約があったとしても、竣工の際にはストックマネジメントや更新計画の観点から固定資産は細分化して計上することを徹底することが望まれる。

(7) 施設内に残置されている機器等の管理について【意見】

渡利雨水排水ポンプ場には、いくつかの機器類が施設内の一角に残置されていた。また同施設内には、下記のような機器も保管されていた。こちらは動作不良のため交換・取り外した部品であり、そのまま処分せずに残置されていた。

＜今後留意すべき点＞

機器として保管する物品は備品として分類し、適切に管理する必要がある。動作不良等で使用ができない物品については廃棄等を行い、使用できる見込みのある物品は備品台帳等に登載し管理することが望まれる。

32 都市政策部下水道室 地方公営企業法会計/遊休資産

(1) 遊休施設に係る維持管理費について【意見】

遊休施設のうち、植栽管理委託業務、消防用設備点検業務の費用を負担している。

＜今後留意すべき点＞

遊休施設として既に汚水中継ポンプ所の機能は有していないことから、早急に売却を検討する必要がある。なお、柳町汚水中継ポンプ所の消防用設備点検は少額ではあるものの、消防設備の設置義務がない措置を講じる必要がある。

(2) 損益計算書の表示について【意見】

遊休施設に係る減価償却費は、営業費用全体の発生経費と比して少額ではあるものの、下水道事業に係る収益に直接貢献していない費用である。

<今後留意すべき点>

本来は営業外費用として表示する必要がある。

33 都市政策部下水道室 地方公営企業法会計/固定資産の減損会計

(1) 規程の整備【意見】

下水道室では、減損会計兆候判断の作業において遊休資産に対する「重要性」の判断について具体的な資料を見つけることはできなかった。

<今後留意すべき点>

減損会計の恣意的な運用を避けるため、取扱いの基準を内規等においてあらかじめ定めておく必要があると考えられるとのコメントが付されている。

遊休資産についてのみではなく減損会計兆候判断の全体で取扱いの基準を定めておくことが望ましい。

34 都市政策部下水道室 地方公営企業法会計/損益計算書の表示

(1) 特別損益項目の表示について【意見】

特別損益項目は、事業の通常の経営に伴うものでなく、臨時かつ巨額の場合に用いられる項目であるが、少額の場合でも計上されている。

<今後留意すべき点>

今後、特に少額である場合には、特別損益項目として計上するか否か検討する必要がある。

35 都市政策部下水道室 経営戦略

(1) 受益者負担金について【意見】

下水道事業に関する経営戦略には受益者負担金に関する部分の記載が見当たらない。

<今後留意すべき点>

経営戦略には何らかの記載をしておくことが望ましい。なお、参考までに策定・改定に係る留意事項の例示を下記に記載する。

(2) 資産維持費について【意見】

「経営戦略【改訂版】」において、資産維持費を下水道使用料対象経費である総括原価に含めていない。

<今後留意すべき点>

施設整備費の増大が見込まれる中、使用者負担の期間的公平性や事業の継続性等を確保する観点から、資産維持費の導入について検討を行うことが望まれる。

36 都市政策部下水道室 下水道使用料

(1) 下水道使用料の改定について【意見】

市は、平成 15 年に下水道使用料の改定を行ったが、以来現在まで改定を行っていない。

<今後留意すべき点>

収支不足を基準内繰入と雖も、一般会計繰入金で補っていること、総括原価に資産維持費が含まれていないこと、雨水処理施設の整備が遅れていること等の状況の中、使用料の改定に向け検討して行くことが望まれる。

(2) 下水道使用料算定根拠の保存について【指摘】

市は、平成 15 年に下水道使用料の改定を行った際に、平成 14 年 12 月議会において下水道使用料金改定の議決を受けた議会説明資料、算定根拠資料は保管されているものの、書類の保存期限が明確となっていない。

<今後対応すべき点>

今回の料金改定が行われるまでは保存することが必要と考える。

37 都市政策部下水道室 下水道使用料収入及び債権管理

(1) 滞納債権処分の促進について【意見】

滞納先は常時 100 先程度存在するとのことであるが、滞納処分の実施は、所管部署での担当者の他の業務との兼ね合いから現状では限られている。

<今後留意すべき点>

業務量を勘案し増員配置した上で対応して行くことが望まれる。

以 上